

個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの  
検討の充実に向けた事務局ヒアリング  
議事概要

1 日 時：令和6年12月4日（水）10:00～

2 場 所：個人情報保護委員会

3 出席者：

（1）ヒアリング対象者：

東京大学大学院法学政治学研究科 宮戸常寿教授

（2）個人情報保護委員会事務局：

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、吉屋参事官、香月参事官

4 議事の概要

（1）ヒアリング対象者からの説明

宮戸教授から、資料1に基づき主に以下の点について説明があった。

- ・デジタル行政改革会議でも示された「個人起点でのデータアクセス」と「社会起点でのデータ利活用」の整理の上で、更なる論点の明確化・整理を行うべき。
- ・最大のポイントは、個人情報取扱事業者ないし行政機関等において、個人起点であり本人同意を得て丁寧に説明して行っていくべきか、むしろ集合的に社会的メリットをもたらすので同意を取らずにやれるかを、正確に自分で判断し、説明ができるガバナンスを構築すること。
- ・（参考4<sup>1</sup>）1① 本人の関与による規律の仕組みは基本として維持されるべきだが、他にも、事業者自身のプライバシーガバナンスの推進、認定個人情報保護団体制度の活用、消費者団体等の企業・業界との対話、個人情報保護委員会自身による本人、事業者・行政機関等、業界団体、消費者団体、社会との対話プロセスを総合的に考え、その中で実際にどう展開するか、法律上明確に位置付けたり手当てしたりしたらいものは何か、考えてはどうか。本人関与は、認知限界の問題が大きくなっている点を正面から捉えるべき。
- ・（参考4）1③ データ利活用による子供の利益とリスクの在り方が成人と異なる。教育、福祉など場面によって状況が異なるので、それぞれの領域としっかり調整が必要。
- ・（参考4）2 リスクベースアプローチにつながるもので基本的に賛成。

---

<sup>1</sup> （参考1～4）について、第310回個人情報保護委員会 資料1—1「『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点』に関するヒアリングの概要について」別添1の参考1～4を参照。

リスクが何かについて、第1に、特定の個人が識別されること自体をリスクと考えると非常にこの種の議論は難しくなる。第2に、特定の個人が識別され結果として不適正な個人情報の取扱いがもたらされることをリスクとすると、現行の個人情報保護法の規律が発動しなければならない場面になる。第3に、個人情報保護法が最終的に守ろうとしているが特別に法に明確に書かれているわけではない、情報の不適正な取扱いによる本人の不利益や社会的差別といった最終的な本丸の部分をリスクとして考えるのか。以上のいずれの捉え方かにより、リスクベースの議論が異なる。個人が識別されたら不適正な取扱い・差別が起きることが容易に想定される場合には、特定の個人の識別自体を防ぐが、例えば業法などで事業者が縛られているなら統計的利用の結果、特定個人が識別されても大丈夫だろうから個人データ利用の規律の緩和を考える、といったように段階的に考えるべき。

- ・（参考4）3 「個人起点でのデータアクセス」の場合には本人関与を形式的な同意によらずに認めることができる場合があるのではないか。他方、「社会起点でのデータ利活用」の場合には、同意ではなく、より緩やかな本人関与等で認めることがあり得るが、社会起点である以上、利益がもたらされ悪用がされないことを担保する別の仕組みが必要。それを個人情報保護法制の中で新たに定めるか、法令に基づく場合として個人情報保護法の外で法律の規定を用意するか、あるいは既存の法令を参照するか、三つの実現の仕方があり、個人情報保護委員会と当該官庁あるいは政府全体での議論が必要。
- ・（参考4）4 まず現行法の安全管理措置の規定が極めて規律密度が低いという点は重大な問題。その上で、委託先が委託元よりも強いクラウド事業者であるときに漏えいがあった場合、委託元がちゃんと監督できたかというと現実には非常に難しい。こういった委託先であることが多く、大量の情報を扱い、漏えいすると複数の委託元事業者が責任を問われることが容易に想定される事業者に対して、一定の規律を課すべき。
- ・（参考4）5① 個人情報・個人データの定義は広げていくべき。
- ・（参考4）5② 個人情報の定義・範囲の問題というより、規律の基礎となるリスクの問題。大量の個人データを取り扱う事業者・行政機関等が自ら挙げたこの種のリスクを評価しそれを透明化することが大事。個人情報でなくてもデータを集め分析するうちに、個人データに容易に化ける、AIで処理し個人を特定しないまま個人に対して不利益をもたらすような処理も考えられるので、きっちりしたデータガバナンス構築が必要。
- ・（参考4）6① 情報の内容・性質だけではなくて情報の取扱いの段階でまさに要配慮すべきものは本来あるのではないか。

- ・個人データの第三者提供がワンショットである場合には本人同意を原則とすることがふさわしいが、事業・事務の性質上、当然に求められる大量・継続的なデータ共有において、本人同意が本人の保護にとって過少あるいは過剰であったりする。個人データの第三者提供で同意が原則であることの例外として共同利用や委託が現行法上位置付けられているが、むしろ積極的に共同利用や委託を、例外ではなく、個人情報保護法上の個人情報の取扱いの一つとして明確に位置づけ、違反に制裁を科すことが本来適切。ただ、それは個人情報保護法でやることか、データガバナンス法的な法制でやることかといったことが問題になる。「個人情報取扱事業者規制法」としての側面につき現在議論が進んでいるが、個人情報の保護に関する基本方針ないし個人情報保護委員会設置法としての個人情報保護法としての側面についてもバージョンアップが図られるべき。

(2) ヒアリング対象者と事務局との主な質疑応答は以下のとおり。

**個人起点・社会起点について**

(事務局)

- 個人起点と社会起点をめぐるイメージについて、やや同床異夢の部分がないわけではない。現在の個人情報保護法においては、個人がデータにアクセスする環境が保障されていることが個人情報の適切な取扱いのエッセンシャルなファクターであると、正面から位置付けているかどうかについては必ずしもクリアではないと思う。したがって、今回の充実に向けた視点の中では、まずは伝統的な立場に立って、自律的なガバナンスを個人の関与の中で実現していくという基本コンセプトを描いた。それを前提に個人のありようをどちらかと言うと機能的に位置付けて描いたが、果たして個人起点という発想が一般法たる個人情報保護法制の中でどこまでクリアに描き切れるか、描き切るべきか。はたまた個人起点が際立つようなシチュエーションや分野とか、より個人に自分のデータに対するアクセス権を保障すべき領域があるという議論になるのか、その辺りについて現時点でのどのようなイメージをお持ちか補足いただけると幸い。

(宍戸教授)

- まず第1に、個人起点でのデータアクセスについて何を観念するかは、まさに同床異夢であると思うので、このように概念を出すことにより、人々が対話し深掘りしていくことがまず大事。それから、基本的には個人情報保護法は、個人情報、個人データ、保有個人データという、事業者の側がどのような態様で情報を持ち、使っているかということに着目し、事業者と本人の間での権限を分配する、言わば形式的・手続的な側面が強いと理解。その上で、個人起点であるということを、権限の分配

の要素として考慮して良いのではないかということ。つまり、基本は事業者の情報・データの持ち方に一義的にはよるが、GDPRにおける契約履行に必要な場合や、私の言い方で言うと「データによる権利」、そのデータを使うことにより本人にメリットあることが分かっている場合には、殊更に第三者提供の同意は不要ではないか。こう考えることにより、本人起点のデータアクセスという観点を入れ込んでいってはどうかというのがまず基本的な考え方。これはある意味、事業者にとって第三者提供を緩和する方向につながるが、もう一つ逆側のポイントとしては、データポータビリティ等のような個人の権利、本人に関する権利を増加させる側面。ただ本人が自分の権利として要求すれば、事業者が手間暇かけて整備したデータベース及びそのデータを必ず引き出せるというはどうかというのも当然の指摘。基本的には開示請求の仕組みの中で実効化していくのが原則か。さらに、公益性がある場合、単に個人起点での個人の権利利益であるだけでなく、個人起点でのデータアクセスを増加させることによりデータ利活用を促すという公益的な目的にも資する要素により、例えばデータポータビリティを単に主観的な個人の権利利益というだけでなく、客観的なデータ利活用にも資する、あるいは競争的に意味のある制度であると考え、これを位置付けることも考えられる。これにより事業者の一定の負担も正当化できるし、逆に言えば事業者の保有個人データの開示請求とは異なりここからここまでデータを提供する、これ以上は過剰なのでやらないといったことを考えることが可能になるのではないか。こういった形で問題を具体化、緻密化していくべきではないか。

(事務局)

- 仮に競争政策あるいは個人がよりデータにアクセスできること自体がデータ利活用を進めていくドライビングフォースになることを理屈にしながら、事業者の負担との兼ね合いで、ベストエフォートで制度化を進めるという立場に立つ場合、そういったドライビングフォースになるという点で、説得力があるようなシチュエーションとそうでないシチュエーションが出てこざるを得なくなるように思う。そうなると、一般法で規律し得るのはごく理念的なものになるのがせいぜいで、場合によっては特別な個人のアクセス権の強化により利活用を推進することに足り得る分野に関する特別規律のような塊が出てくるようなイメージもあるが、その点は何か異論ないし賛同ないしイメージがあれば教えていただきたい。

(宍戸教授)

- 今のようなことは、データポータビリティに限らず個人情報保護法あるいは個人に関するデータの利活用の全局面において言える。一般法で

対応すべき部分、適切な比喩か分からぬが、言わば一般道として全ての事業者がこれにコンプライしなければいけない個人情報保護法上の義務として課すものと、個人情報保護法上も要配慮個人情報の規定があるように、特定の情報等については、個人起点でデータにアクセスし、そして、場合によってはポータブルであることがデジタル社会で本人の権利利益を実現していくために必要不可欠なツールになっている場合、例えばIDや行政が持っている本人に関する重要な履歴はそうかもしれないが、そういったものとして特別道路的に個人情報保護法の中に情報などを限って書くやり方がある。それから、本人起点でデータにアクセスしてデータポータビリティを認めることが、当該業種、業態について競争を促進させるか、公益性がある場合に、個人情報保護委員会としてそう考えていることをどこかで表明しあるいは伝えて、ではうちのほうでやりますということで他の省庁が特別法でやる。ただ、その際、個人情報保護委員会からも知恵を貸すということが起きるのが一番良いのだろう。

具体的にそれが何か、私の中では今の段階ではない。デジタルプラットフォームのことを考えれば、データポータビリティは必要ではないかとか、IDとか行政が保有する個人の履歴等で証明等に使うものについては、データポータビリティが必要で、住民票を移す作業はまさにそうだが、その二つはまずある。それが必ずしも一般法、個人情報保護法で実現しなければならないかどうか、必ずしも決め打ちをしていない。

#### (事務局)

- 個人起点、社会起点との関係で特に関連してくるのは、参考資料1－1（参考4）の2と3、個人のデータの利用に関する規律のうち、直接的な影響が想定されないと、第三者提供の原則禁止との関係でどう考えるかという部分。社会起点という言葉は非常に個人起点との対比において包括性が高い気がしているが、社会起点と伝統的な意味での公益との差分をどれくらいのものだとイメージすればよいか。とりわけ、第三者提供規律の緩和というか、ここで挙げたような場合には個人の権利利益への影響が非常に乏しいので、比較的柔軟な規律でいいのではないかという議論だが、その際に一つの立場は、ゼネラルに個人はどのようなオケージョンにおいてもデータとの関係での十分な権利は保持されるべきだが、それをオーバーライドするような公益性があるときに限って例外的な位置付けを許容できるとする立場。これはどちらかと言うと現在の公衆衛生例外その他が取っている立場。一方で、AIや統計利用をめぐり仮説的に問題提起しているシチュエーションは、そういった狭義の公益に必ずしもこだわらず、本人へ影響が生じるようなデータが生成される場合とか、財産的・経済的な影響が商品に直接反映されるような狭義の権利利益侵害が具体的に発生する以外の場合について、個人との関係

性はかなり切斷されていると捉え、様々なデータ処理を自由にするという発想についてどう理解するか。これについては、どこまで割り切った議論が許容されるかは、個人起点、社会起点と分けた際の社会起点の範囲の問題かもしれない。ここは、実際に社会起点はより公益に近いところをまず議論するということだとすると、少しここから漏れる論点かもしれない。その辺り、かなり立場が分かれているなか、宍戸教授はどのようなイメージか。

(宍戸教授)

○ 個人起点、社会起点と割り振ると、まず個人起点の話が純化できるというだけである。社会起点といったときに、公益ないし準公益的な個人情報・個人データの利用の場合には云々といった話や、本人にとってリスクのない個人情報・個人データの利用であるので本来必要とされてきた規律を緩和することができるのではないかという話がある。これは社会起点の中で論点として大きな2類型として確かにあるだろう。例えば医療データ等について、ある局面までは研究目的ないし公益的だが、ある局面になると企業がビジネスをするという部分があるのではないか。ただ、その真ん中のところで、企業が研究開発をして成果を公表する場合、あるいは全体として公益に資することもあるように公益と私益がグラデーションでつながっている部分があり、しかも、データ利活用のプロセスの中で段階的にそれが変化していく場合に、どのように考えるかという問題がもう一つある。それはAIの学習用データとして個人データを使う場合や最終的にプロンプトを入れて出てくるアウトプットに個人データが含まれる場合どうするかという問題にもつながっていく論点だろう。

それぞれ丁寧に分解して議論していくのが私自身の立場だが、現行の個人情報保護法上のいわゆる例外、公益例外の規定が、本人同意・関与の権利利益を否定してもなお本人ないし社会全体にそれを上回る利益があると定型的・類型的に言える場合に限定しているため、非常に使える場面が限られる。一方で、それをガイドライン等の解釈で緩和していくとぐだぐだになる局面があることも確か。なので、もしかすると1号例外と2号例外みたいなもので段階化していくことはあり得るのかもしれない。

AIについて、学習用データとして個人データを使うなら個人に跳ね返ってこないから良いとの議論は頭の整理、出発点としてあり得るが、本当にそうなのかという問題は当然ある。うまく攻撃すればAIが個人データ、生の学習データを吐き出してしまうのではないかといった問題や、最終的なAIの使われ方が本人の権利利益を不当に害するような場合であれば、翻ってそのようなAIのために個人データを学習させることが果た

して適切かといった問題になる。しかし、これは汎用AI、LLM等についてそのような議論がどこまでできるかといった問題になる。しかし、それは、AI規制のほうで適切に対処すれば、汎用AIのための学習用データとして個人データを本人に返ってこないようになるはずという前提で学習させるのであれば、別に良いといった話になるはず。個人情報保護法だけで全て対処しようとすると過剰規制になる。なので、この辺でもデータ政策あるいは個人情報保護法制と、AI法制などの各分野との連携と、全体としてバランスよく進める必要がある。他方で、どこも守らないので個人情報保護法で守るしかないといった関係を、個人情報保護委員会自身もよく御理解していると思うが、政府や社会全体がそれを理解することが必要。当然法律でなくても事業者が適切にガイドライン等で対応するので何とかこれは認めてくれといった場面も出てくるだろう。そういうことを全体として見通しよく組み合わせることが大切。

(事務局)

- AIにどういうデータを学習用として提供するかということについて、結局のところ、どういうアウトプットを出し、あるいはそのアウトプットを誰がどう使うかというAIの開発と利用の局面とを切斷して議論していいのかどうなのかという点が懸念ではあるが、片や現実問題としてAIのアウトプットのコントロールがそんなに簡単なのかということと、EUのAI Actのような次元の議論が日本国内においてできるのかという現実の問題があり、結果としてインプットの規律への関心が高まる。正直なところ、インプットの規律によってアウトプットに起因するリスクを含めてコントロールをすることを請け負った上で規律を緻密化するのはあまり将来にとっていいことではないような気がしてならず、そこはやや目をつぶりながらどうバランスを取るかという議論をするしか現実的にないという印象を持っている。その上で、悪いAIを生み出す片棒を担ぐのは嫌だから学習用として提供できるデータからは自分のデータは除いてほしいという素朴な個人の権利というものをどう思うか。

(宍戸教授)

- これは私の言い方で言うと「データからの自由」というかデータ化されない自由の世界の話。それを認めるのは一つあり得るのだろうと思う。ただ、その場合には逆に言えば、今度はそのAIの開発の利益を一定程度制限することにもなる。そこで、当該個人情報の例えは内容・性質において要配慮個人情報が含まれている場合には拒否ができるといったことは考えられるのではないか。また、もちろん、取得の文脈を検討するやり方もあるだろう。例えば行政機関が権力的に取得したデータにつき、それをAIで学習させることは、よほどの正当化事由が必要になるといったことは考えられる。昨今、税務当局がAIをうまく使って課税の効率を

上げている事例がある。もともと課税の目的のために個人情報を取得し、そのプロセスの中でその効率を上げるべくAI学習にそれを使うことは、当初の目的の範囲内のことであり、そこである意味では個人の権利利益と公益目的との調整が済んでいる。そうでない、例えば課税当局が保有した個人データ等を別の文脈で別の目的でAI学習に使うことについては、また別の公益との間での調整が問題になる。これをさらに民間企業に売るということになればまた問題になる、というように、やはり段階的に情報の内容・性質とそのAIを最終的に使うときの問題と、汎用AIの学習のときにはそこに手が届かないということになるので拒否することを認めるといったことは一つあり得る。

(事務局)

- 最終的に一般的・汎用的な知見の生産のために用いられるAIや統計利用のためにデータを収集・処理するプロセスを想像すると、個人情報を取得し、データベースになり、データベース自体もどんどんリッチになっていく。ただ、最終的に外界に提供されるアウトプットとしてはあくまでも一般的・統計的な知見のみであるという世界を、一事業者に閉じ、あるいは閉じられたサプライチェーンを形成する複数の事業者が関与しながら展開されるような世界を考えた場合、個人がそのプロセスにどこでどのように関与することが求められるか。最終的に個人に還元される具体的な権利利益に対する影響を及ぼすアウトプットがないなら、ある程度自由に第三者提供あるいは利用目的の変更その他が行われてもいいのだという立場もあり得ると思う。ただ、それは多分個人起点あるいは個人のデータアクセス権を考えると、そこまで飛び越えてよいか悩ましいところが残る気がしており、そこを決めていく場合の観点、発想、哲学のようなものは何かあり得るか。今の個人情報保護法はあくまでも一つの事業者に提供した個人情報がそこにとどまっていると信じながら、個人は安心して暮らすことになっており、目的の変容や第三者に提供される場合には本人に知らせ、同意を得なければならず、それができなければ駄目だということになっており比較的整理しやすい。しかし、最終的な利用とアウトプットの個人の権利利益に対する影響が相当程度ゼロに近い場合には、そのプロセスにおける個人関与は遮断してもいいという発想にも論理的には行き着くので、その辺り、どういうあんばいで議論を整理すればいいのか、なかなか難しい気もしている。

(宍戸教授)

- そのようなことは非常に増えており、複数の事業者主体の間でどんどんデータを結合してリッチしていく。最終的にそれをそのまま本人に返す場合もあれば、単に学習するだけの場合といろいろあると思うが、今のような事態を考えると、個人データの第三者提供の例外としての共

同利用ではなく、データを持ち寄ってその結果としてデータをリッチにしていくことはあるが、本人に結果を返しては駄目とか、本人に結果を返すときにはもう一度本人にアクセスの権利を認めなければ駄目とか、それは誰がやるか、といった形で共同利用ないし共有を個人データの取扱いの類型の一つとして認める。そして、事業者にその規律内容を義務として課す。今の場合、共同利用に関する規律は非常に裏側からで、何をやっているのか分からぬところがあるので、むしろそうした類型をつくることは考えられる。

その上で、お尋ねの件は難しいところ。本人に一切影響がないならそれはいい。ただ、そこは個人情報保護委員会が義務を課し、関係者、あるいは認定個人情報保護団体が何らか関与する形でチェックするといったことで、ちゃんと担保されているならそれでいいという考え方は十分に成り立つ。他方、あちこちで、野良で勝手にやられて実際に本人にいろいろなことが起きることになった場合には收拾がつかなくなるので、それに対しては非常に強い制裁が必要になる。あるいはちゃんとやれることが分かる事業者にだけ、例えば認定のような仕組みを使い、この人たちの間であればデータを共有してリッチにして、しかし、それ以上の悪いことはやらないようにという規律を導入することにより、データ共有を促進する。例えば、次世代医療基盤法における認定仮名加工医療情報利用事業者の規律はそのプロトタイプとして考え得るのではないか。

もちろん、事業者、経済界等からすると、とにかくどんどん広く認めてくれというお話はあるとは思うが、しかし、実際に難しいとなると、一定の認定を受けた事業者の間ではデータをちゃんとガバナンスするということなので、データ共有をするということを正面から認めることを法制の中に導入するほうが、これまでの匿名加工情報に関する規律よりも深く共有ができる、しかし、規律もかかるという意味でも、現行の法制の基本的な枠組みを動かさないまま上乗せするという意味でいいのではないか。そこまで来れば、本人の関与はひとまず不要にすることも十分選択肢ではないか。

(事務局)

- 個人の権利利益が侵害されない範囲でデータをリッチにして産業界が活用するということにニーズがあるのではないかと言う点は認識を共有している。それをどうやって実現していくのかという点はいろいろなオプションがあるか。その中で、公益性というと狭義になるかもしれないが、個人の権利利益との関係が相当程度遮断されている統計利用のような形、もしくは一般的・汎用的な使い方で何かできるのかを考えているところ。ここで宍戸先生資料2ページにもある①個人識別性と②不適正な取扱いないし③権利利益侵害が直結するか切り離されるかをどうやつ

て判断するかというのは一つの論点かと思う。①個人識別性がある場合、放っておくと容易に②、③の個人の権利利益侵害に進み得る可能性があり、それを遮断するためにどうすればいいのか、アイデアなどあればお聞きしたい。もう一つ、企業のガバナンスをどうするのか、なかなか企業に新たな負担を求めるのは難しい側面もあり、DPO設置やリスク評価については必要性が理解されるが、企業からは制度化については反対も多いところ。この辺りどうやって企業にインセンティブを働かせて賛同をいただける方策があるのか、アイデアがあれば。

(宍戸教授)

- 普通は、個人に関する情報をいろいろ集めていくと、統計情報だとか何とか言いながら実際に特定の個人が識別できることになれば本人に対する権利利益侵害が発生する蓋然性があるという前提で個人情報保護法は基本的に組み立てられていると理解している。基本的に特定の個人を識別するリスクが顕在化すれば権利利益侵害まで到達し得るので駄目というのがまず現行法のスタンスであり、それを出発点に、ではどう緩和できるかと検討する。そこで、当該利用の文脈において、個人識別性と不適正な取扱いが切り離される場合、例えば、DPOを設置しておりしっかりとした体制を構築してやっていることを表明していただくとか、個人情報保護委員会に届出・認定を受けていただく事業者であれば、特定の個人が識別されることがあっても、言わば個人データのまま事業者間で結合するということがあってもいいといったことが一つ考えられる。よって、経済的インセンティブがある場合に、それに合わせて体制を構築していただくことを正面から法的に評価してメリットを与えるのが一つのやり方ではないか。全ての事業者に、あるいは利活用しよう思っていない利用者に上乗せ義務を課すのではなく、しっかりと大量のデータを収集・分析し利活用する、協業しようと思う事業者たちであれば、それに見合うメリットを生み出すための投資としてこのような仕組みを導入してください、導入したらそれができるとして、経済的インセンティブと組み合わせることが、社会的な合意を取るという意味でも適切ではないか。

**リスクの性質について ※「参考資料1－1（参考4）5②」関連**

(事務局)

- 個人情報の利用について何がリスクかという点について、いろいろな方の間でずれがある。この点、資料1の3ページにて憲法第13条に関連する最高裁判例にも素直であるとしておられる点と、資料1の2ページの「不適正な取扱いによる本人の不利益や社会的差別等」を本丸と指摘された点との関係を改めてお伺いしたい。参考資料1－1（参考4）5

②の (A) 、 (B) 、 (C) の例示については、 (A) の特定の個人を評価・差別という点が典型的に当てはまると思うが、 (B) の部分の本人に到達性の機能を利用して勧誘する、これもある意味では差別という意味合いもありうるとも考えられ、また、 (C) の秘匿したい部分はまさに個人のプライバシー権に関わってくるという気もする。ただし、 (D) については、本人がどこまで自分の情報をコントロールすべきか、社会との関係をどこまで考えるかという点に関わることから、このリスクに關しては、 (A) 、 (B) 、 (C) とは次元が違うというお考えか。

(宍戸教授)

- 憲法の観点から言えば、 (A) 、 (B) 、 (C) 、 (D) いずれも個人の人格的な権利利益という観点から見て大変な問題。 (C) は伝統的な意味でのプライバシーへの介入の端緒となる話であり、デジタル社会・データ社会における個人の人格を尊重するのはまさに (A) のような事態を起こさないようにすることが大事。専らそれだけか、それ以外にもあると考えるかは論者によって分かれるが、少なくも (A) が重要な一つであることは間違いない。 (B) は、少なくとも積極的な勧誘自体が悪いものではないが、そうはいっても本人にいろいろなサービス・ビジネスも含めていろいろ働きかけがなされることはどうなのだという、ある意味で消費者保護的な機能も含まれているだろう。 (D) はまさに自己情報コントロール的なイメージの部分がある。憲法から見るといずれも重要。問題はそこから先で、個人情報保護法制を考えるに当たっては、法秩序全体において、現行の個人情報保護法が何の役割を果たしているか、果たしていないかということが重要だと法律家として考えている。つまり、例えば、 (C) について民法上、要するにプライバシーの権利あるいは一般的に人格権の保護がなお明確でないところで、 (C) のようなリスクは別に個人情報保護法が担保するものでないと言い切った瞬間に、日本は法秩序全体として (C) の問題について、デジタル社会として日本国家は守る意思がないということになるが、それはあり得ないだろう。人格権、プライバシー権の規定が民法上明確でない、あるいは刑法上、名誉毀損は処罰されてもプライバシー侵害それ自体は処罰されない状態にあるから、 (C) の部分を個人情報保護法が、好むと好まざるとにかくわらず、現状引き受けており、それが体系的に法秩序から、重要ということになる。 (B) についても同じで、消費者保護において、特定商取引法において、不当勧誘について、個人情報を利用したアクセスが十分に遮断されているのであれば、 (B) を個人情報保護法がそこまで気にしてリスクとして考えながら対応する必要はないかもしれないが、むしろ消費者保護法では手が余るので個人情報保護法がこの問題を引き受けたし、あるいは個人情報保護法をつくるに当たってはその

のような要請がドライブであったはず。こうやって考えていくべきではないか。そして (D) については、個人の認知限界の問題が、このデータ社会、デジタル社会において自らのデータの取扱いが分からぬといった状況が問題である。このリスクに対応することも個人情報保護法の一つの役割であるとする、あるいは法秩序全体の中でそれを引き受けることは適切だろう。ただ、そのやり方はいろいろある。法律上明確にそれをつくるよりは、個人データを自らの自由な意思によって制御できる環境を個人情報保護法制の中で整備するのも一つのやり方。こうした観点から、情報信託機能、情報銀行もそういった観点からもう一度位置付け直して制度化するようなことがあり得るのではないか。

(A) 、 (B) 、 (C) と (D) が異なる性質、次元のものではないかというのをおっしゃるとおりで、それは既存の個人情報保護法制の目線から見たときに (A) 、 (B) 、 (C) と (D) は違うかもしれないという話なのだが、憲法の視点から見れば (A) 、 (B) 、 (C) 、 (D) 、いずれもそれぞれに個性のある必要な問題。そして、法秩序全体の中で現在、個人情報保護法が求められている役割という観点から見たときにはそれ位置付けをしっかりと適切な対応をする必要がある。

(事務局)

- 事務局としてもそのような印象。その上で、 (A) 、 (B) 、 (C) に関しては、このようなりスクのあるものとして、規律の対象を一体どのようなものとするかについて考えるための要素としては、やはり技術に係る議論もあれば社会的な現象もあると思う。こうした要素も含めて、規律の対象について検討する場合には、その方策としては、やはりステークホルダーの方々を交えた議論が想定されるということか。

(宍戸教授)

- 基本的にそのとおり。

データのリッチ化と漏えいについて	※「参考資料1-1（参考4）2・3」関連
------------------	----------------------

(事務局)

- 本人の権利利益に影響がないところではデータをリッチ化し、その場合に適正な規律を課していくことが必要だという話があったが、不可避的に発生するのが不正な攻撃による漏えいである。データがリッチ化していくと、漏れたときの本人の被害はより大きなものになり得るが、やはりどこまでも事業者に対する規律を強めることで対応していくべきか。他方で、本人側の心情を考慮し、現状、不正の攻撃に対して過失がないと事業者側は責任を負わないが、事業者の責任の範囲を広げていく。そうすると、結果として、被害を受けた事業者は負担が過大になるので、

例えば保険のようなもので下支えしていく、こうした考え方についてどのようにお考えか。

もう一点、現行制度は、第三者提供の場合は一律に同意が必要と規律した上で、勧告・命令を規定した条文において、条文違反に加え個人の権利利益を保護する必要があると認めるとき、権利利益の侵害が切迫していると認めるときなどと要件を加重している。立法のやり方として第三者提供は一律同意が必要とする一方で、執行の場面で権利利益侵害性を判断し、該当する場合にのみ行政上のアクションを起こすという体系になっている。お話を伺いし、執行の場面で考慮していた内容を実体的な規律として明確化していったほうがよいと捉えることもできるよう感じたが、いかがか。

(宍戸教授)

○ まず1番目について、そういうリスクがあるからデータの共有ができないとは考えられない。現に既に企業が次々とM&Aをしてそれぞれの持っている個人データをどんどん中に取り込んでいくことができ、それを現行法は止めてない状況において、むしろそれよりもしっかりとガバナンスの利いている企業同士が話し合ってデータを共有した場合、もちろん漏えいのリスクはあるかもしれないが、それはM&Aのときとあまり変わらないだろう。むしろしかるべき漏えい対策をしていなかったことが問題であるとか、悪用した場合には不適正利用で対応するといったことで対処すべきではないか。保険とかで裏支えするのはもちろん当然。

2点目は、個人情報保護法の言わば事業者規制法としての事業者の義務内容、規律内容と事業者に対する制裁の部分との関係をどう考えるかという、非常な難問と関わるが、実際に個人情報保護委員会による権限行使がなくても義務内容として法律上はっきりしていることに違反しているなら、事業者は違法であり、真っ当な企業の法務であればそれはやめろと言うはず。これに対しては、権限行使で考慮されてきた要素を、義務内容あるいは行為規範の準則として取り込むことによって対応できるし、個人情報保護委員会の権限行使が不適正、不公平で、透明性を欠くのではないかといった批判に対しても、十分な応答ができるようになるのではないか。

以上